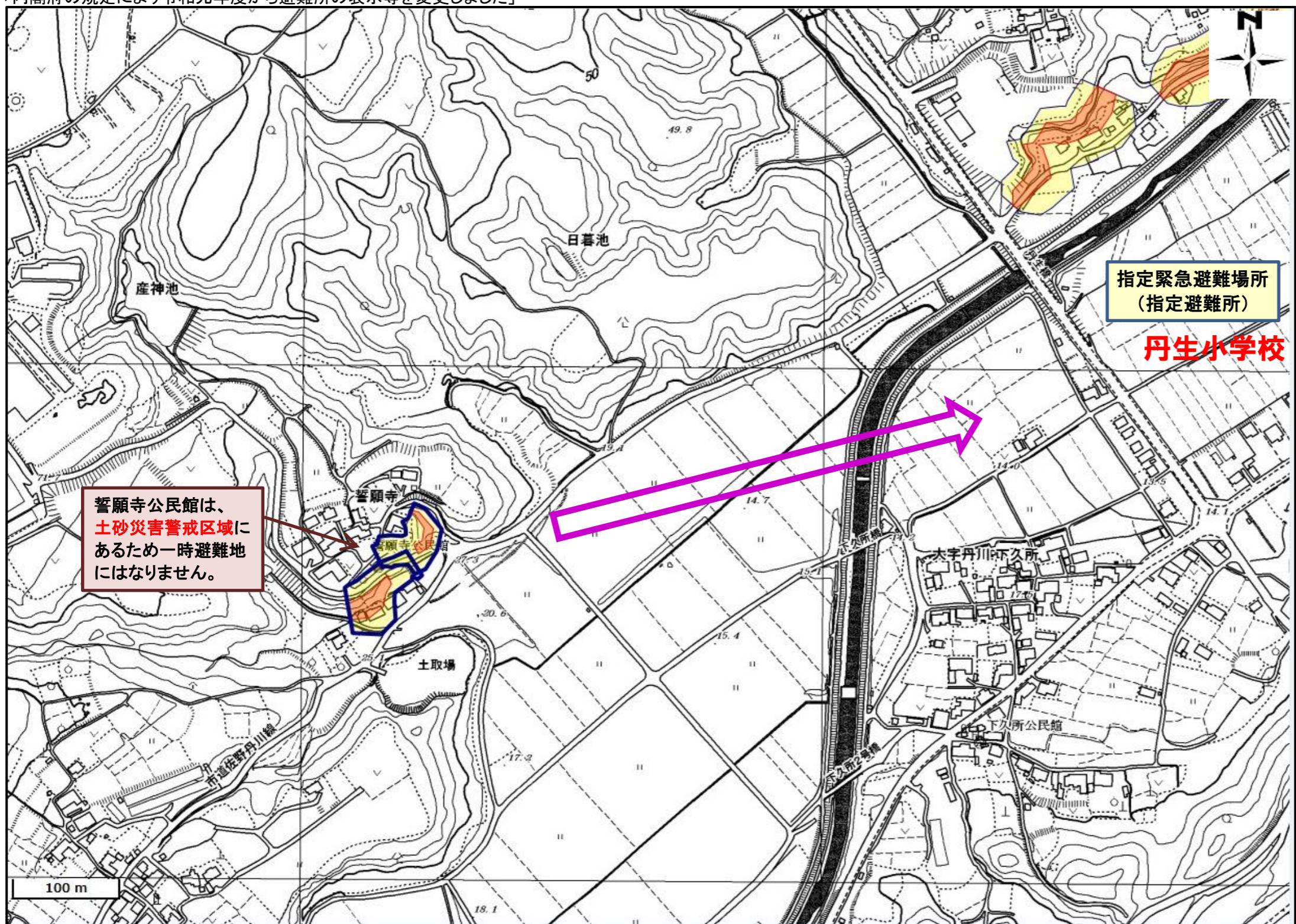


# 土砂災害ハザードマップ

「内閣府の規定により令和元年度から避難所の表示等を変更しました」



「この地図は、大分県知事の承認を得て 5000分の1 森林基本図の電磁的記録を利用して調製したものである。 (承認番号 2-21号 令和2年6月26日)」

- 黄色でぬりつぶされた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。
- 赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。
- ・土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので、注意してください。
- ・また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありますので、自分の住んでいる家の周辺の斜面や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。

## あなたへの土砂災害情報の伝達について！

「避難準備情報」「避難勧告」「避難指示」は、市役所・消防署・消防団・警察署・交番・自治委員等から、メール・広報車・電話・個別訪問等で、伝達されます。

## 指定緊急避難場所と指定避難所の違い

### 指定緊急避難場所

- ・災害の危険から命を守るために緊急的に避難する場所です
- ・警戒レベル3（高齢者等避難開始）以上の避難情報を発令した際に、市が開放します
- ・小中学校のグランドや体育館、校舎の2階以上などを指定しています

### 指定避難所

- ・自宅が被災した人が次の住まいを確保するまでの間、一時的に生活する場所です
- ・支援物資や情報等が集まります

一時避難地とは、地域が選定する集会所や公園等の一時的に避難する場所です。

項目	記号
土砂災害警戒区域(土石流)	■
土砂災害警戒区域(急傾斜)	■
土砂災害警戒区域(地すべり)	■
土砂災害特別警戒区域	■
指定緊急避難場所(指定避難所)	■
地域が選定する一時避難地	■
避難方向	➡
危険が想定される区域	■
注意事項	✓

## 問い合わせ先

### 大分市役所

河川・みどり振興課、防災危機管理課  
電話：534-6111（代表）

### 大分県砂防課

電話：536-1111（代表）

### 大分県大分土木事務所

電話：558-2141（代表）

